

砥部町火葬料金助成金交付要綱

平成 28 年 3 月 23 日

砥部町告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、平成 13 年 12 月 19 日に旧広田村火葬場が廃止されたことに伴い、内子町斎場藤華苑火葬施設（以下「藤華苑」という。）を利用する住民に対し、従前の広田村火葬場の利用料金と藤華苑の利用料金との差額を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の助成対象者は、藤華苑使用料の納付者とし、死亡者が死亡日において砥部町に住所を有していた場合、又は藤華苑使用者（喪主）が砥部町に住所を有している場合に限る。ただし、改葬骨の火葬及び死産児の火葬については、助成対象としない。

(助成金額)

第 3 条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 12 歳以上の場合 1 体 28,000 円
- (2) 12 歳未満の場合 1 体 11,000 円

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、火葬を実施した日から 2 月以内に、砥部町火葬料金助成金申請書（様式第 1 号）に、藤華苑火葬施設使用料領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の助成金申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）又は助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第 6 条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、助成金交付請求書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 7 条 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

附 則(平成28年3月23日告示第15号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月10日告示第201号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名

砥部町火葬料金助成金申請書

下記のとおり、藤華苑火葬施設を使用しましたので、砥部町火葬料金助成金交付要綱第4条の規定により、助成金を申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 時～ 時
2 死亡者氏名・生年月日	
3 死亡時住所	
4 使用料	

添付書類

- 1 藤華苑火葬施設使用料領収書の写し

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長

印

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町火葬料金助成金について、下記のとおり交付決定しましたので、砥部町火葬料金助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町火葬料金助成金については、下記の理由により不交付と決定しましたので、砥部町火葬料金助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 助成金不交付決定理由

様式第4号（第6条関係）

助成金交付請求書

金 _____ 円

ただし、砥部町火葬料金助成金として、上記の金額を請求します。

（ _____ 年 _____ 月 _____ 日使用分）

砥部町長 _____ 様

_____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

振込先

		銀 行 信用金庫 ()	本店 支店 ()
種 別	普通 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			